

5月は訪問活動強化月間 民生委員・児童委員を知って

☎ 027-237-1142

民生委員は、地域の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員。地域の実情を把握し、社会福祉の増進に熱意のある人などから選ばれ、こどもに関する相談や支援をする児童委員を兼務しています。任期は3年で、

現在、本市では661人が委嘱され、そのうち児童福祉を専門に担当する主任児童委員が49人います。地域に密着した活動を通して、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

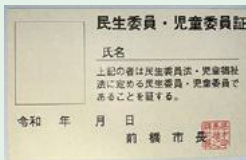
いずれかを携帯しています



き 徽章
全国の民生委員・児童委員共通のシルバーのバッジ



腕章
市の民生委員・児童委員のみが持つ紺色の腕章



委員証
厚生労働大臣から委嘱され市長に認められた証明



名刺
市の民生委員・児童委員のみが持つピンク色の名刺

県作成の
民生委員・児童委員
PR動画は
こちらから



● **地域のつなぎ役として活動**
主な活動内容は訪問支援や地域での見守り、福祉サービスの情報提供など。支援を必要としている人と関係機関をつなぐ「地域のつなぎ役」として活動しています。他にも、ふれあい・いきいきサロンの運営や登下校時のパトロール活動、災害に備えたマップ作りなど、地域独自の取り組みにも協力。民生委員・児童委員の活動は、地域社会の絆を深め、住民の生活を支える役割を果たしています。

● **5月は訪問活動強化月間**
市民生委員児童委員連絡協議会では、地域の身近な相談相手として活動する民生委員・児童委員について知ってもらうほか、災害に備え、平時の地域の実態を把握する機会とするため、毎年5月を訪問活動強化月間とし、活動に取り組んでいます。

● **訪問活動の方法**
徽章や腕章、委員証、名刺などを持参した民生委員・児童委員が各世帯を訪問します。担当区域内の世帯を一通り訪問する方法と、継続して支援を必要とする人のみを訪問する方法があります。訪問先が不在の場合はPRカードやチラシ、リーフレットなどをポストに入れることがあります。

活動の流れ



困りごと・相談



秘密は守ります。
安心して相談してください。



関係機関
(市役所・地域包括支援センター・社会福祉協議会・学校など)

相談支援・
情報提供

民生委員・児童委員
主任児童委員

連携・協力

住民

- 01 **見守りライトが異常を検知**
- 02 **事前に登録した連絡先にメール**
- 03 **連絡先の人が訪問できない場合は、ヤマト運輸のスタッフが訪問**

自宅の生活導線に通信機能付きの電球を設置する見守りライト設置推進事業を開始。点灯や消灯の操作が24時間に一度もない場合、事前に登録した親族などの連絡先にメールを送信します。親族などが訪問できない場合は、委託業者（ヤマト運輸）が代理で自宅に訪問します。

④ 65歳以上の高齢者のみの世帯
⑤ 1世帯当たり初回6カ月は無料
⑥ 二次元コードのホームページが長寿包括ケア課へ



見守りライトの設置で
高齢者世帯の
不安を解消

☎ 027-898-6275

規制区域内は許可が必要に 盛土規制法の運用が始まります

☎ 027-898-6997

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を踏まえ、土地の用途にかかわらず危険な盛土を規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されました。本市では、5月26日(月)から盛土規制法に基づく規制区域を右図のとおり指定。規制区域内で盛土などをする場合は、規模に応じて事前に許可申請が必要です。詳しくは本市ホームページをご覧ください。



【規制区域図】



許可が必要な盛土などの規模

〈盛土・切土（土地の形質の変更）〉

例 宅地造成のための盛土・切土など

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 500㎡超 1,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

〈一時的な土砂の堆積〉

例 土石のストックヤードにおける仮置きなど

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 1,000㎡超 となるもの
イメージ図		